

1

計画策定の趣旨

本県では、全国に先駆けて平成12年（2000年）3月に埼玉県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を制定し、条例に基づく初の基本計画として、平成14年（2002年）2月に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定しました。

現行の「埼玉県男女共同参画基本計画」（平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度））は、平成27年（2015年）8月に成立した、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく都道府県推進計画としても位置付け、「男女共同参画社会の実現－男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉－」を目標として、男女共同参画に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

本県の人口はまもなく減少に転じ、全国で最も速いスピードで後期高齢者の増加が見込まれています。こうした中で、誰もが自分らしく活躍できる、活力ある持続可能な社会づくりが大きな課題となっており、男女共同参画の視点の重要性が高まっています。また、令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大は未曾有の危機をもたらしており、特に女性がその大きな影響を受けています。配偶者等からの暴力（DV）や性暴力の増加や深刻化が懸念され、雇用・所得への影響などが浮き彫りになりました。男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させていく必要があります。

県では現行計画の計画期間の満了に当たり、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応するため、今後の目指す姿と取り組むべき施策を明らかにする、新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2

計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条及び条例第12条に基づき、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 女性活躍推進法第6条第1項に規定する県の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画です。
なお、計画の「目指す姿Ⅱ」に係る部分について、女性活躍推進法第6条第1項に基づく「都道府県推進計画」として、位置付けます。
- (3) 男女共同参画をめぐる国連の動向や国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、本県の総合計画である埼玉県5か年計画*との整合を図り、県の部門別計画として策定する計画です。
- (4) 県民からの意見や男女共同参画審議会からの答申を受け、県民、事業者、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の期間

令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間

4 男女共同参画をめぐる本県の状況

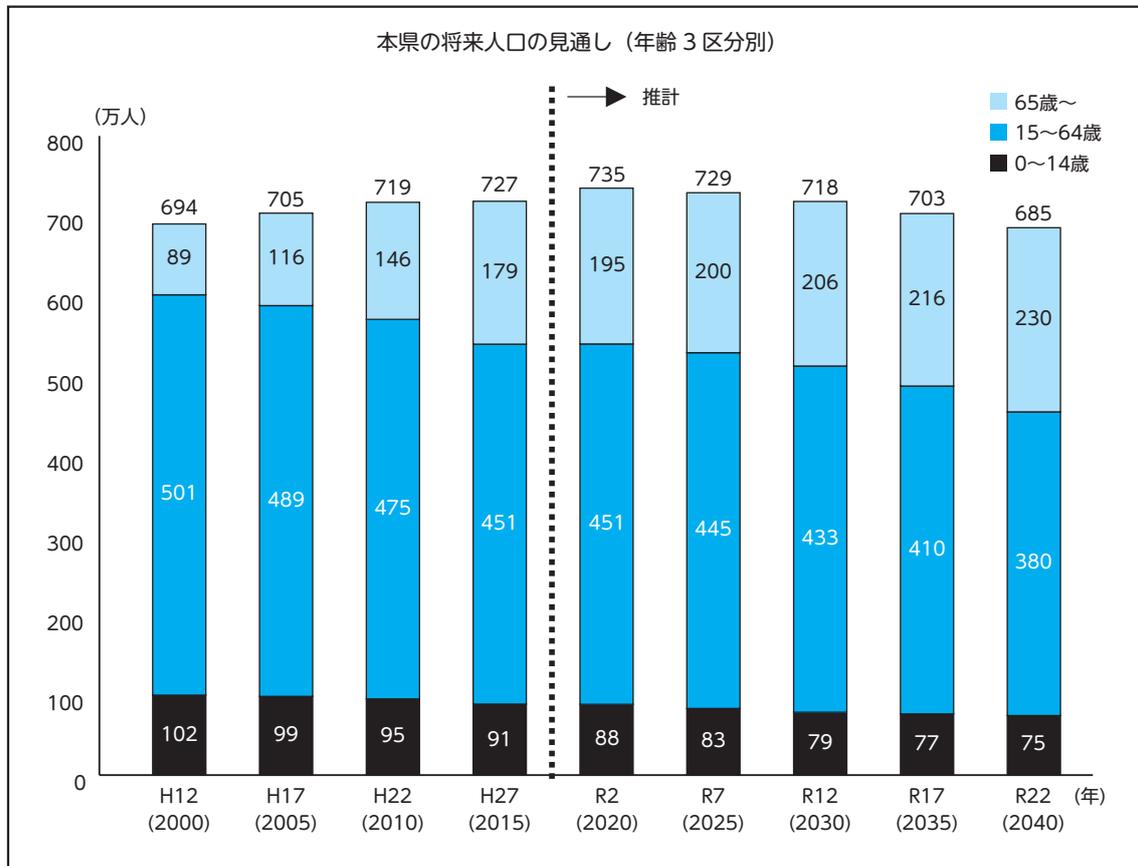
(1) 人口減少・少子高齢化の進行

本県の人口は、国勢調査が開始された大正9年(1920年)から令和2年(2020年)まで一貫して増加してきました。近年の人口変動の状況は、平成24年(2012年)に死亡数が出生数を上回る自然減に転じていますが、転入数が転出数を上回る社会増の影響で人口は緩やかな増加を続けています。

今後、自然減が社会増を上回ることで、人口減少に転じ、令和12年(2030年)には約720万人となり、そして令和22年(2040年)には700万人を下回ると予想されています。

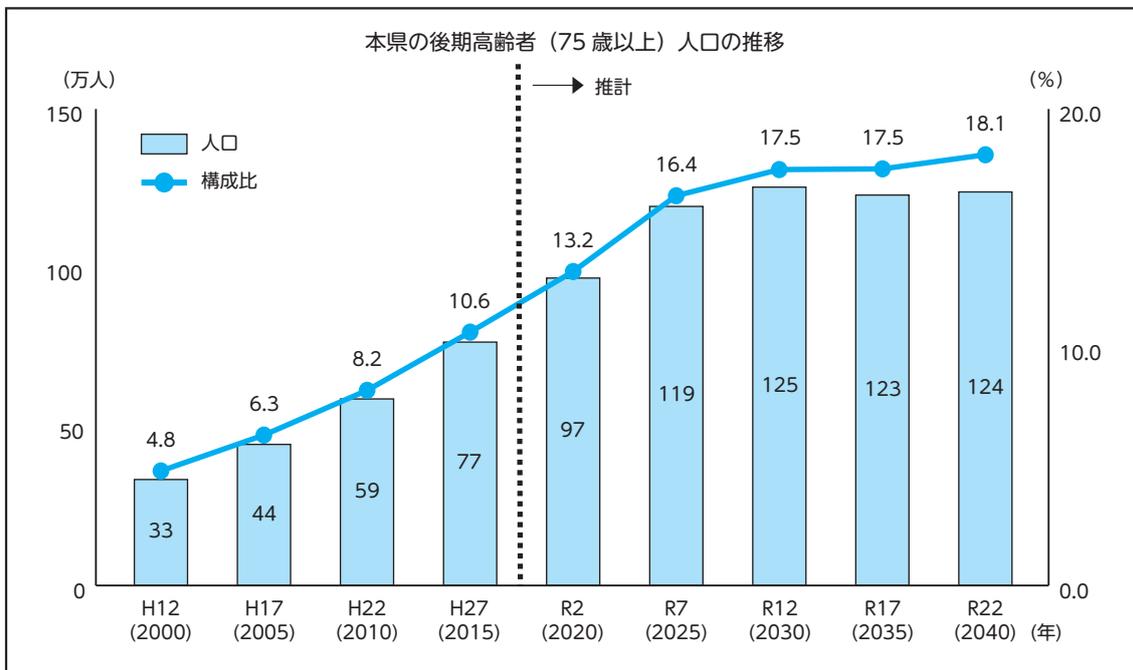
本県の65歳以上の高齢者は、令和12年(2030年)には約206万人、令和22年(2040年)には約230万人まで増加し、県民の3人に1人が高齢者となる見込みです。

一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年(2000年)の約501万人をピークに減少が続き、令和12年(2030年)には約433万人、令和22年(2040年)には約380万人まで減少する見通しです。



資料：平成27年までは「国勢調査」(総務省)、令和2年以降は埼玉県推計(国勢調査の人口総数には、年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の合計とは一致しない。なお、端数処理の関係で年齢3区分別の合計と人口総数が一致しない場合もある。)

また、本県の75歳以上の後期高齢者は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、いわゆる団塊世代の高齢化に伴い、平成27年（2015年）から令和12年（2030年）までの15年間で約1.6倍の約128万人に増加すると見込まれています。この間の後期高齢者の増加率は全国で最も高く、社会に与える影響の大きさなどを考えると、異次元の高齢化とも呼べる状況を迎えています。



構成比は、人口総数から年齢「不詳」を除いて算出。

資料：平成27年までは「国勢調査」（総務省）より作成、令和2年以降は埼玉県推計

本県における出生数は減少傾向にあり、令和元年（2019年）は約4万8千人となっています。合計特殊出生率は1.27で、全国で5番目に低くなっています。

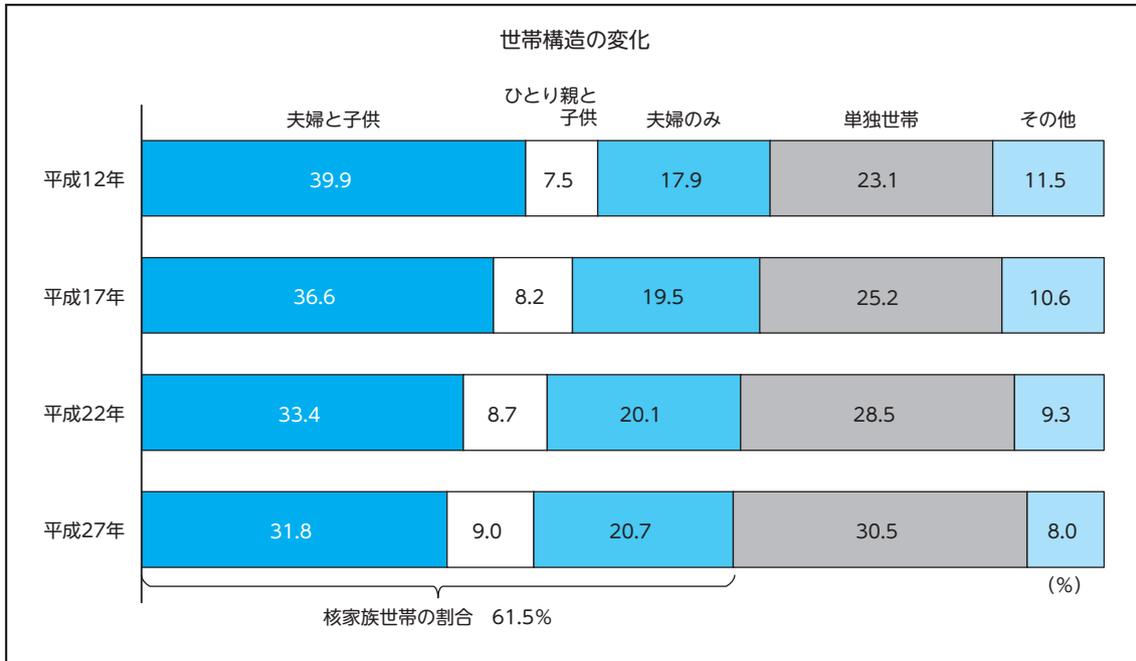


資料：平成27年までは総務省「国勢調査」、平成28年からは厚生労働省「人口動態統計」より作成

(2) 世帯構造の状況

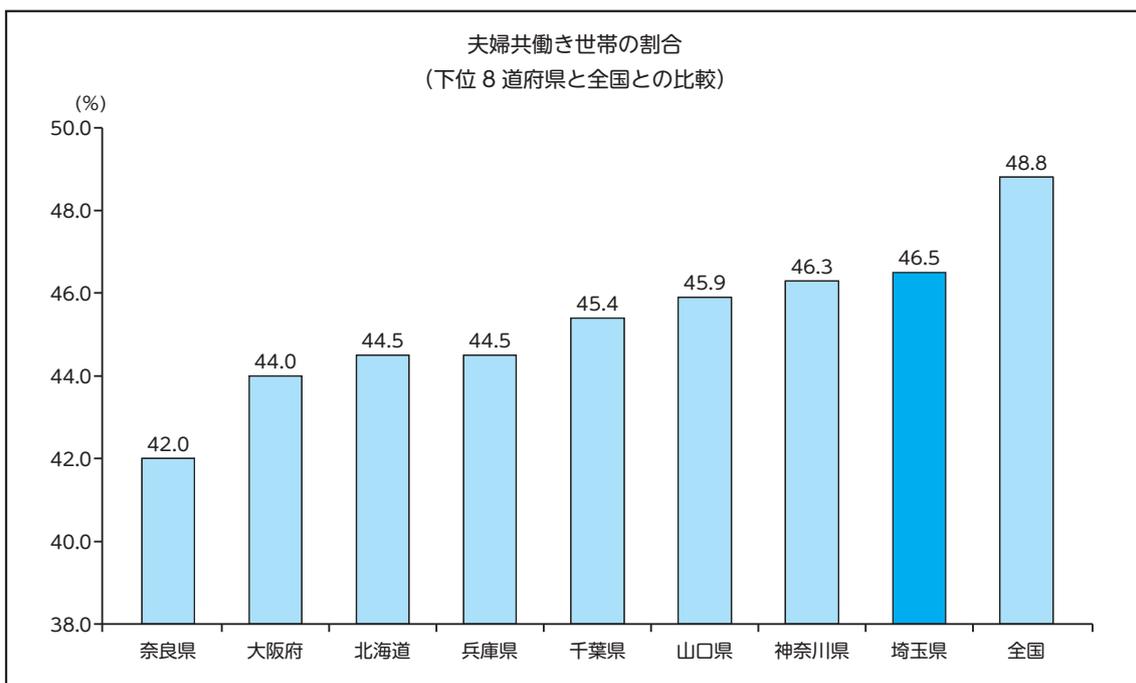
平成12年(2000年)から平成27年(2015年)の変化を見ると、「夫婦と子供」世帯の割合が減少傾向である一方、「夫婦のみ」、「単独」世帯の割合が上昇しています。「ひとり親」世帯の割合も上昇傾向にあります。

核家族世帯の割合は、61.5%と全国平均(55.9%)より、5.6ポイント高く、奈良県に次いで全国2位となっています。



資料：総務省(国勢調査)より作成

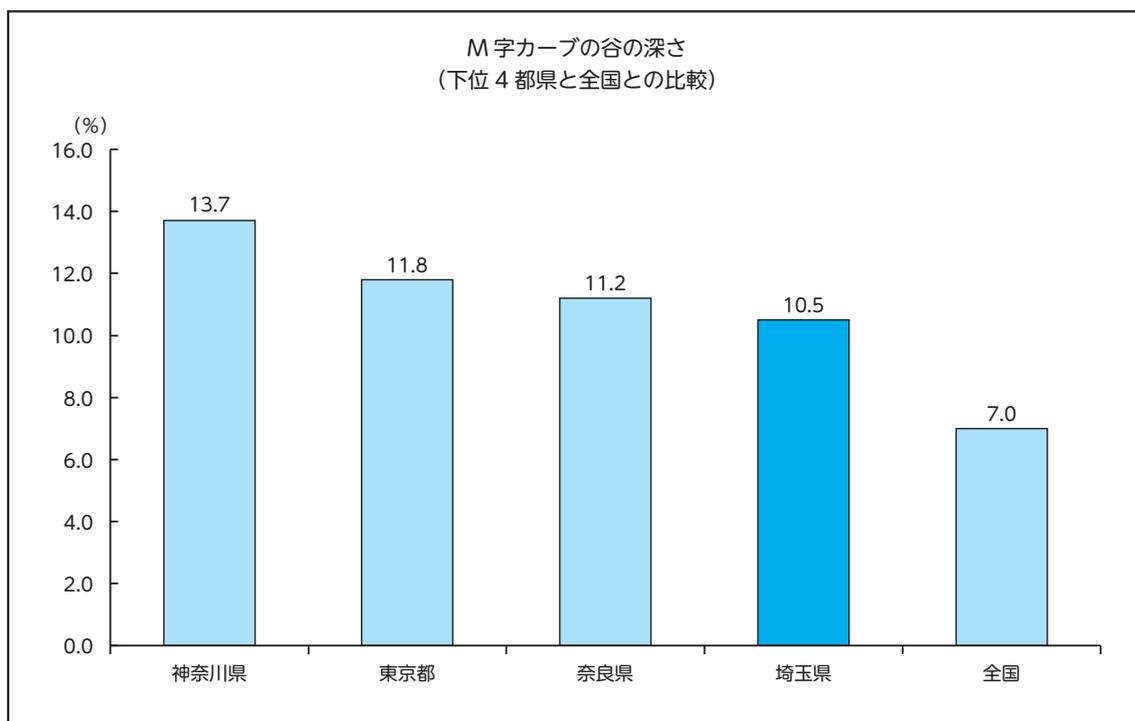
夫婦と子供からなる世帯のうち、夫と妻が有業の世帯の割合は、全国平均は48.8%のところ、本県の状況は46.5%であり、全国で8番目に低くなっています。



資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成

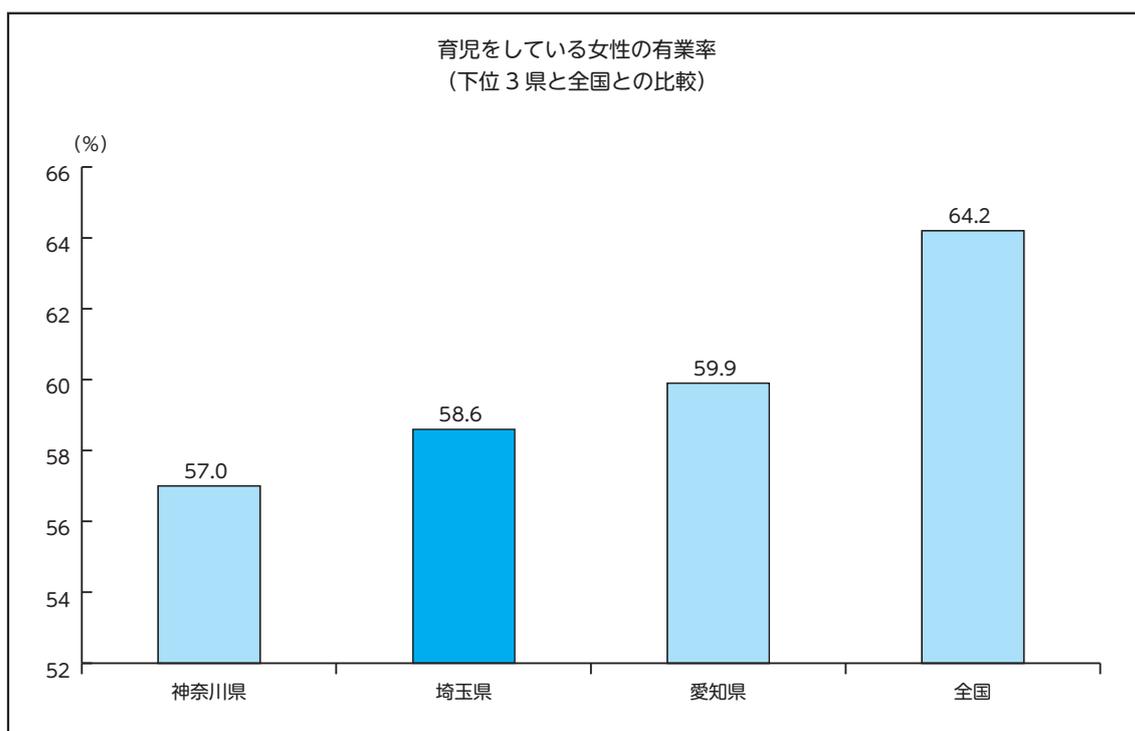
(3) 就業の状況

女性の就業率が出産、子育て期に大きく低下する、いわゆる M 字カーブ* の谷の深さ (M 字型カーブの左右のピークの値と底の値との差) は、10.5 ポイントで、全国で 4 番目に深く、全国 (7.0 ポイント) より深くなっています。



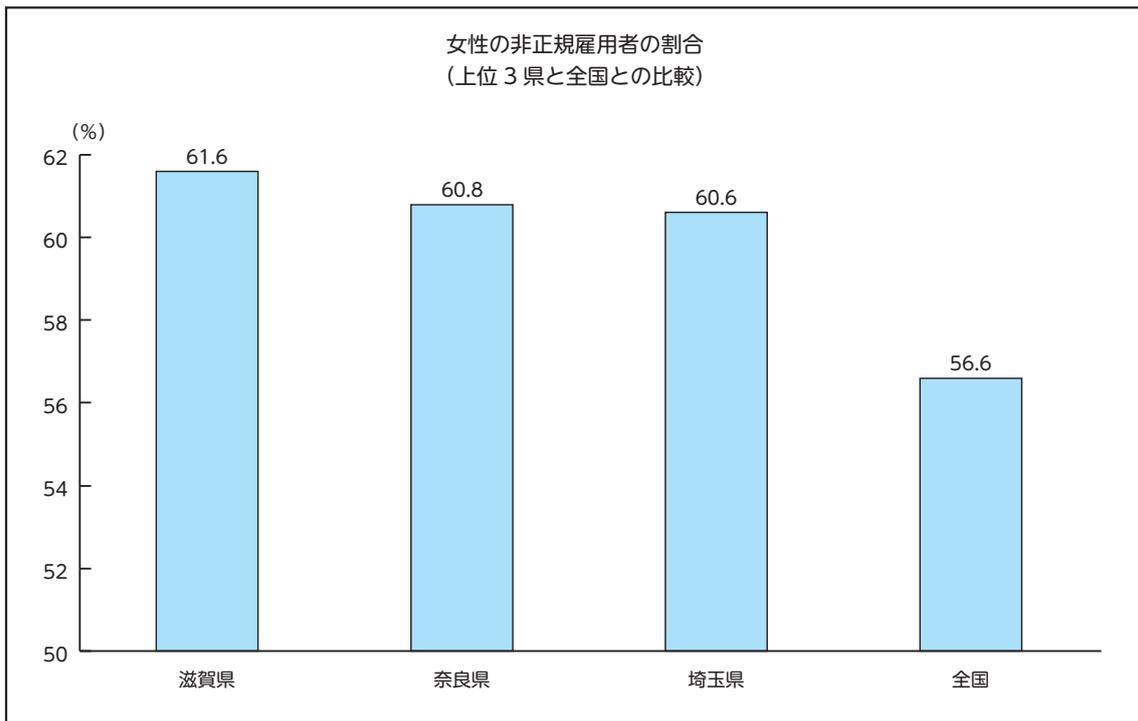
資料：総務省「平成 27 年国勢調査」より作成

育児をしている女性の有業率を見ると、本県は 58.6% であり、全国で 2 番目に低く、全国 (64.2%) に比べ、5.6 ポイント低くなっています。



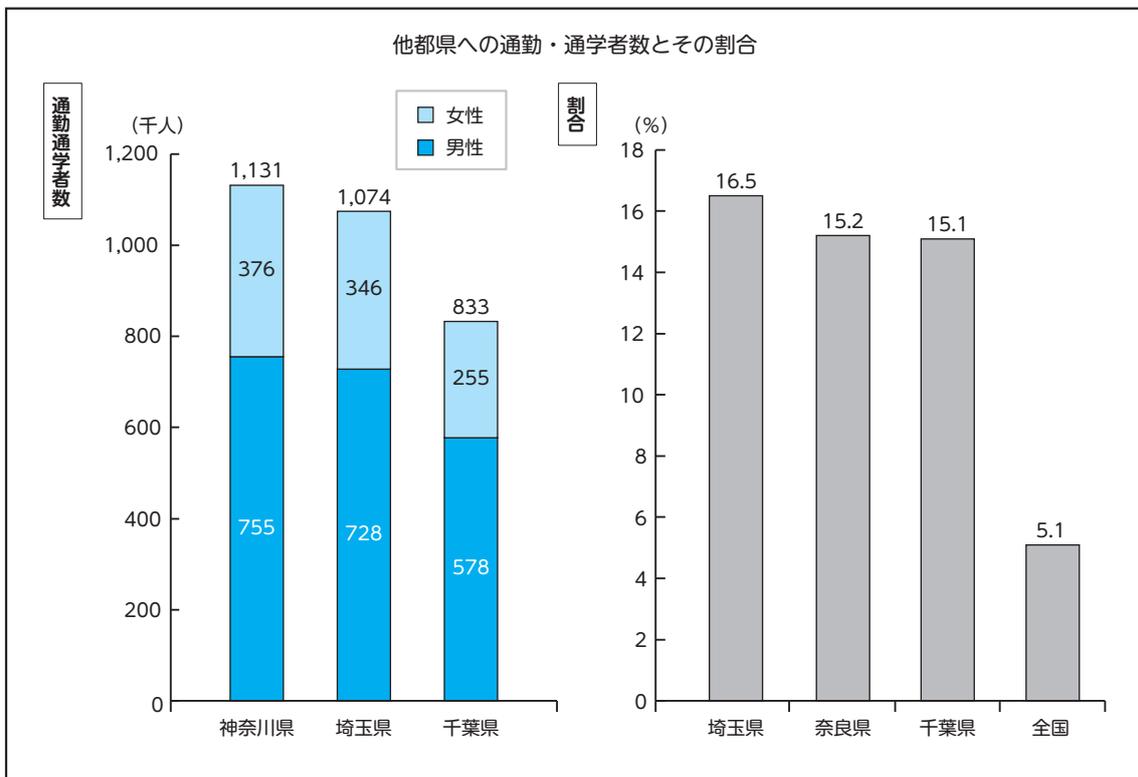
資料：総務省「平成 29 年就業構造基本調査」より作成

埼玉県女性の非正規雇用率は、60.6%と全国で3番目に高く、全国（56.6%）に比べ、4ポイント高くなっています。



資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成

他都県への15歳以上の通勤・通学者数は、1,074千人で全国で2番目に多く、都道府県別人口に占めるその割合は16.5%と全国1位になっています。



資料：総務省「平成27年国勢調査」より作成

(4) 政策決定過程への参画

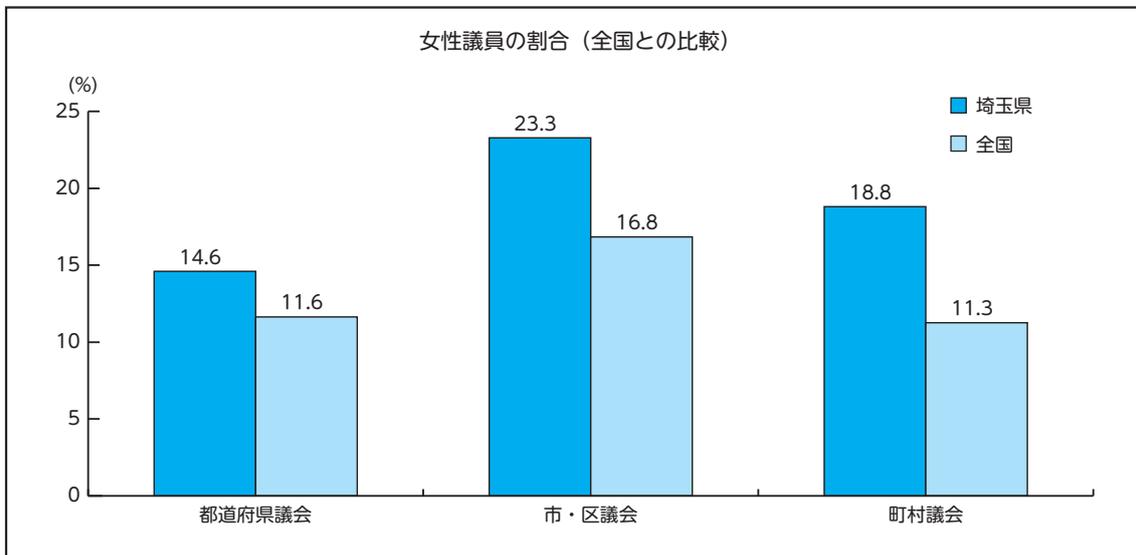
審議会等委員に占める女性の割合は、39.3%（令和3年（2021年）4月1日現在）で全国17位となっています。なお、全国の割合は、37.5%となっています。

法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等委員への女性の登用率は、38.3%で全国7位となっています。

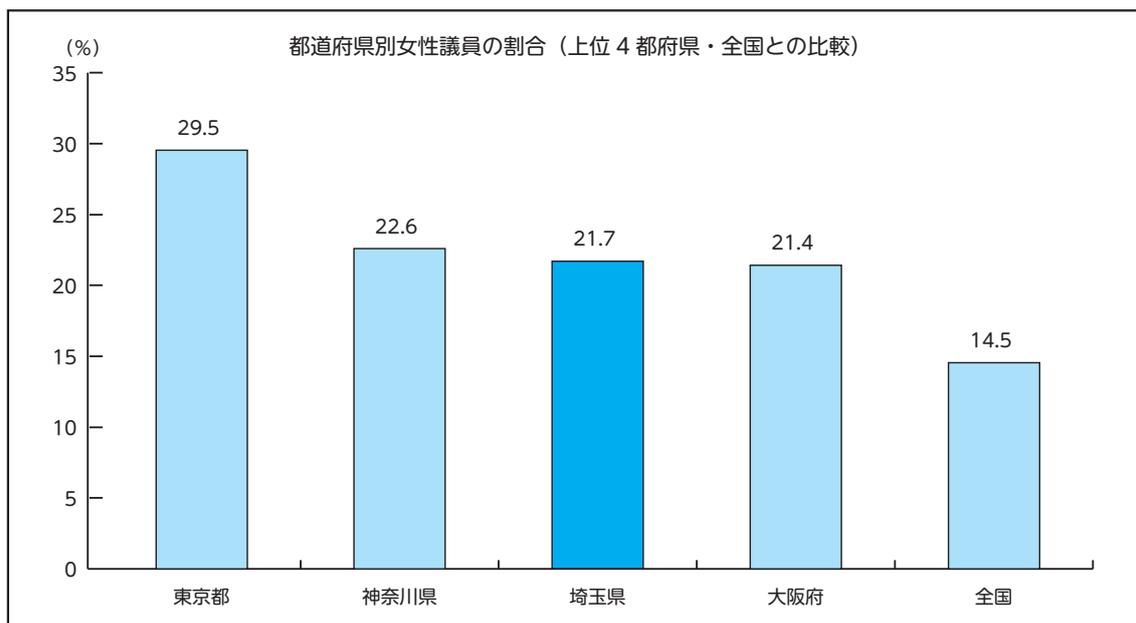
県議会における女性議員の割合は、14.6%（89人中13人）で全国6位となっています（令和3年（2021年）8月1日現在）。

市区議会における女性議員の割合は、23.3%（954人中222人）で全国2位、町村議会における女性議員の割合は、18.8%（298人中56人）で全国3位となっています（令和2年（2020年）12月31日現在）。

県及び市区町村議員の女性の割合は、21.7%で、全国3位となっています。なお、全国の割合は14.5%となっています。

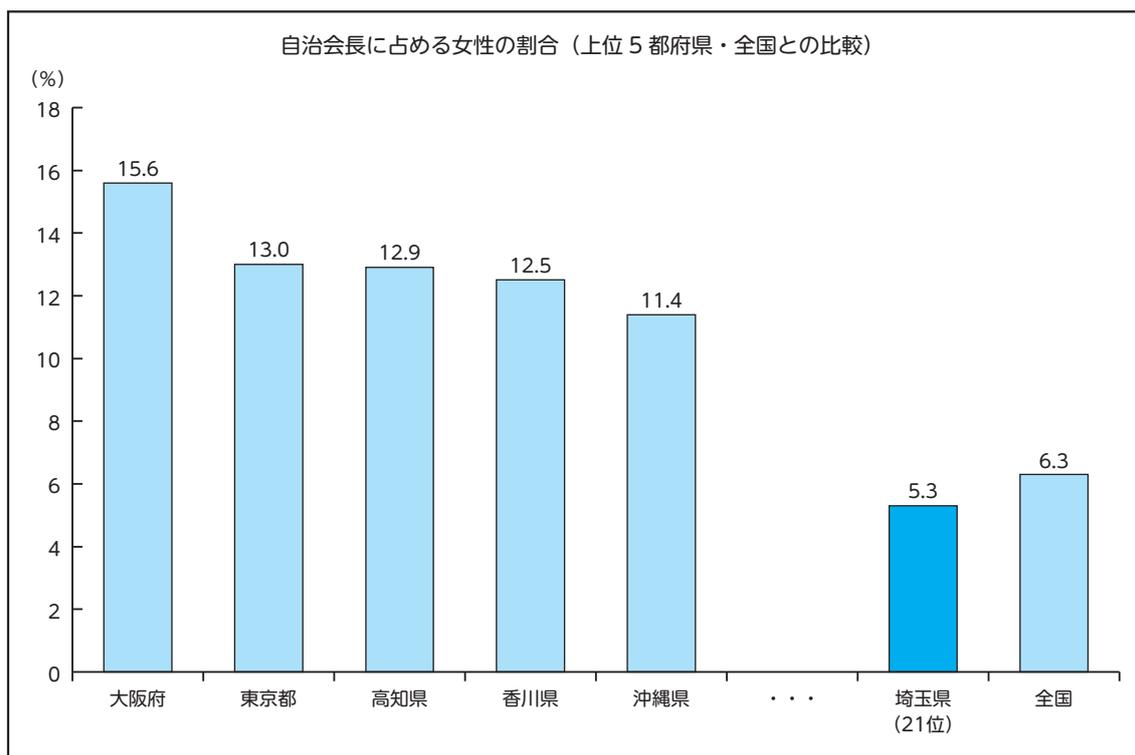


資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和3年度）より作成



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和3年度）より作成

自治会長に占める女性の割合は、5.3%（令和3年（2021年）4月1日現在）で、全国21位となっています。なお、全国割合は6.3%となっています。



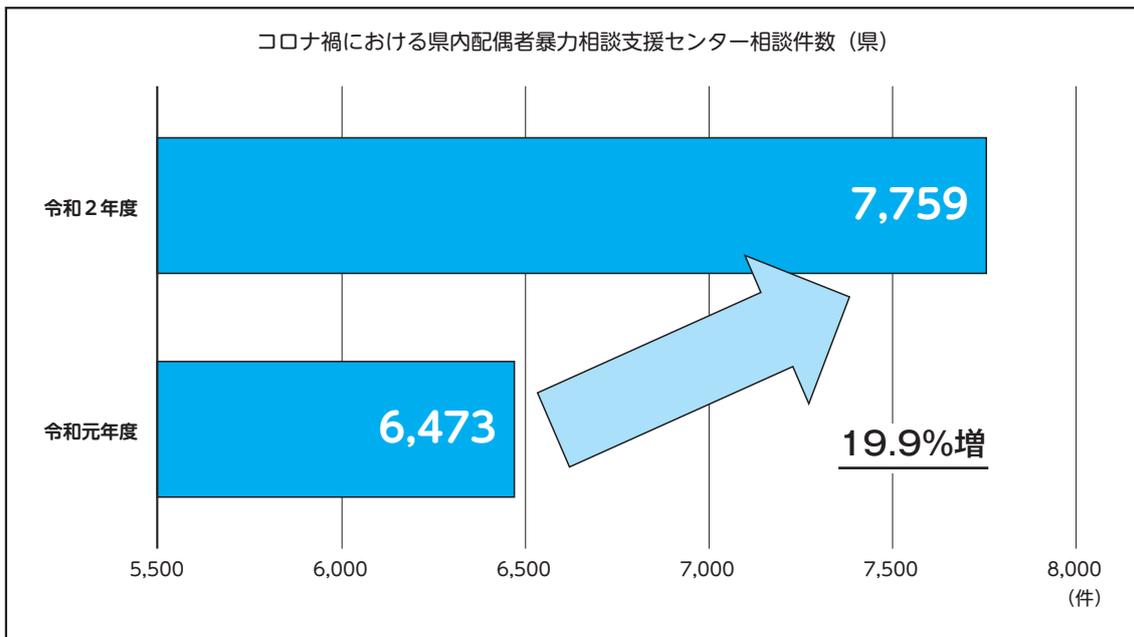
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和3年度）より作成

（5）新型コロナウイルス感染症拡大の影響への対応

令和2年（2020年）の年明けからの新型コロナウイルス感染症拡大の影響は老若男女に幅広く及んでいます。特に女性に対して、就業面から生活面について様々な形で深刻な影響を及ぼしています。

「令和3年版男女共同参画白書」（内閣府男女共同参画局）では、コロナ禍で男女共同参画の課題が顕在化したとしています。就業面では、外出自粛や休業等により、女性就業者の多いサービス業、とりわけ飲食・宿泊業等が打撃を受け、非正規雇用労働者を中心に深刻な影響を受けました。生活面では、生活不安やストレス、在宅時間の増加などにより、配偶者等からの暴力（DV）の相談件数が増加し、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。さらには、女性の子育てや介護等の負担増加といった、既に存在していた固定的性別役割分担意識*に基づく構造的な問題が加わり、男女間の格差が拡大していく可能性をはらんでいるとしています。

男女共同参画社会の形成に向けた様々な課題が、コロナ禍で浮き彫りになったと言え、感染症が収束したポストコロナの時代も見据え、本県においても対応が強く求められます。



資料：県男女共同参画課調べ

（6）デジタル社会への対応

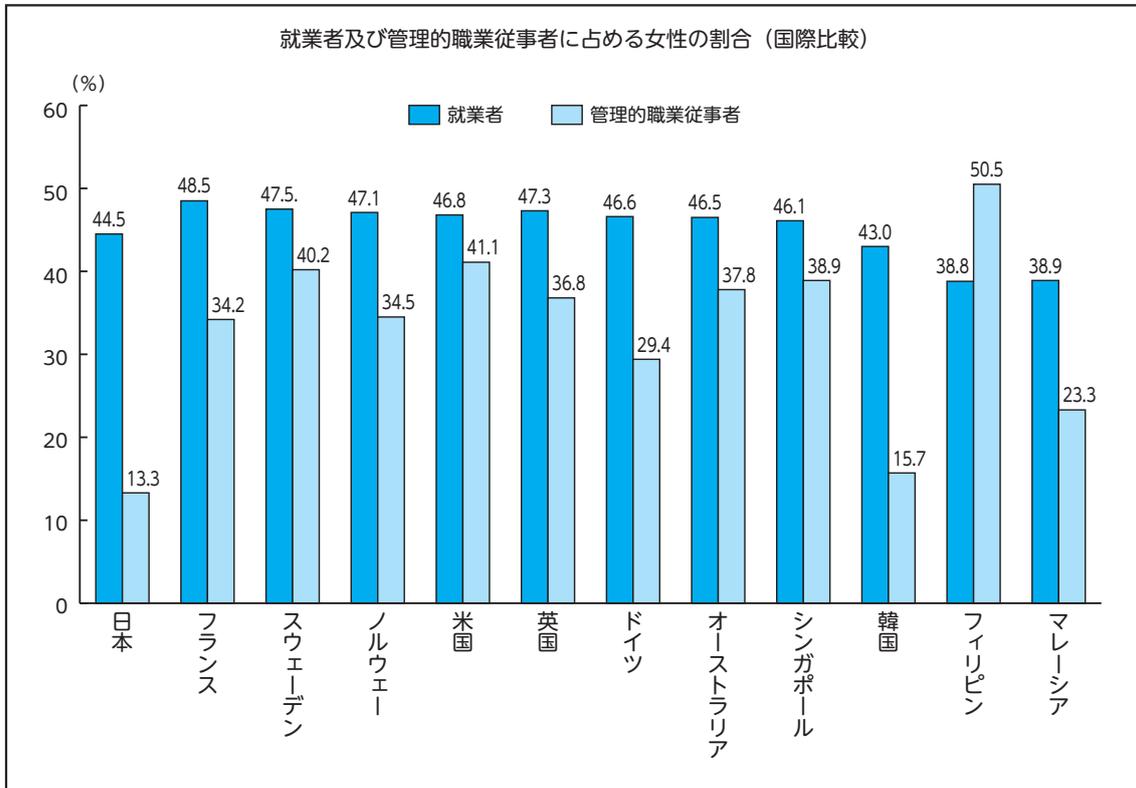
我が国では、IoT*、ロボット、人工知能（AI*）、ビッグデータ*といった新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である Society5.0* が、平成 28 年（2016 年）に策定された第 5 期科学技術基本計画において目指すべき社会の姿として初めて提唱されました。その前提となるデジタル化について社会実装が途上となっていました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちのデジタル化への意識が一変しました。仕事ではオンラインの活用が急速に拡大し、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっていくことが期待されています。テレワーク*、在宅ワークの普及は柔軟な働き方の推進や男性の家事・育児等への参画を促す好機ともなっています。また、デジタル社会到来の中で、女性が経済的に自立するとともに、快適かつ安全な生活を送るためには、必要なデジタル知識と技能を向上させるなど、デジタルデバイス*を防ぐことが求められています。

本県においても、デジタル技術の浸透を図り、新しい働き方や暮らし方の定着・加速に向けた支援を進めるとともに、これまでアナログではできなかった新しいサービスや価値が生まれ出される、県民・事業者・行政それぞれのデジタル化を前提とした社会全体の「デジタルトランスフォーメーション（DX）*」の実現を目指しています。

5 日本の男女共同参画状況の国際比較

(1) 就業者、管理的職業従事者の状況

就業者に占める女性の割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合は、国際的にも低い状況となっています。



(備考)

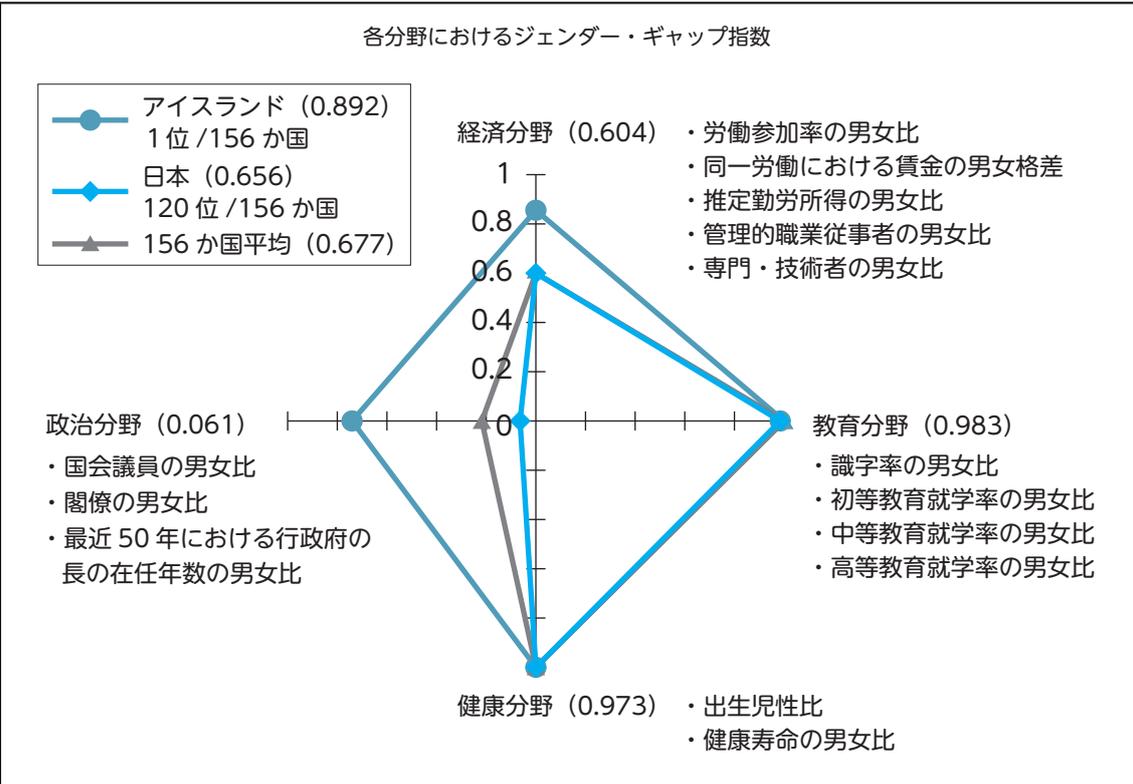
1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（令和2年）、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
2. 日本、米国、韓国は令和2（2020）年、オーストラリアは平成30（2018）年、その他の国は令和元（2019）年の値。
3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

資料：令和3年版男女共同参画白書（内閣府）

(2) ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

ジェンダー・ギャップ指数（GGI：Gender Gap Index）は、スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ（※）から構成され、男女格差を測る指数です。

令和3年（2021年）の日本の順位は156か国中120位となっており、政治・経済分野での格差が大きく、総合順位が依然として低い状況にあります。



(備考) 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 2021」より作成。分野別の順位: 経済 (117 位)、教育 (92 位)、健康 (65 位)、政治 (147 位)
 0 が完全不平等、1 が完全平等

(※) 次の 4 分野からなり、0 が完全不平等、1 が完全平等を示す。

【経済分野】 ・労働参加率の男女比 ・同一労働における賃金の男女格差
 ・推定勤労所得の男女比 ・管理的職業従事者の男女比
 ・専門・技術者の男女比

【教育分野】 ・識字率の男女比 ・初等、中等、高等教育の就学率の男女比

【健康分野】 ・出生児性比 ・健康寿命の男女比

【政治分野】 ・国会議員 (下院) の男女比 ・閣僚の男女比
 ・最近 50 年における行政府の長の在任年数の男女比

資料: 令和 3 年版男女共同参画白書 (内閣府)